

【保育施設の標準時間・短時間利用一覧表】

	標準時間	短時間	延長保育
小牛田保育所	7：00～18：00	9：00～17：00	18：00～19：00 (短時間認定の場合は、 施設ごとに決められた 短時間を超える部分)
なんごう保育園		9：00～17：00	
食と森のこども園美里		8：30～16：30	
こすずめ園		8：00～16：00	
おひさま保育園		8：00～16：00	
みつばち保育園		8：00～16：00	
おひさま第二保育園		8：00～16：00	
ハミング保育園		8：30～16：30	

・申込時に短時間認定を希望される場合は、上記の範囲内で利用時間を記入してください
(申込児童の兄弟姉妹の育児休業中は短時間で利用をお願いします)。

・入園後に短時間から標準時間、標準時間から短時間への認定変更が可能です。

変更を希望する際は、**変更希望日までに子ども家庭課で手続き**を行ってください。
日付を遡っての変更はできません。

【利用者負担額(保育料)】

・利用者負担額は、住民票上の世帯分離に関わらず、保育所に入所している児童と同一住所の父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の方の市町村民税所得割額の合計額によって決定します。

・利用者負担額の算定方法

4月分から8月分までは前年度の市町村民税所得割額により、9月分からは当該年度分の市町村民税所得割額に基づいて決まります。具体的な金額は、裏面の《利用者負担額(保育料)徴収基準額表》をご覧ください。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税所得割額に基づく利用者負担額 (令和6年度分)					当該年度の市町村民税所得割額に基づく 利用者負担額(令和7年度分)						

・保育時間による区分

保育が必要な時間により保育標準時間認定(11時間)と保育短時間認定(8時間)の2つの区分に分けられます。

・利用者負担額(保育料)の減額

児童の属している世帯が下記①・②に該当する場合、利用者負担額が減額となることがあります。詳細は、子ども家庭課にお問い合わせください。

①母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で、現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯、みなし寡婦の世帯又はみなし寡夫の世帯

②父母または扶養義務者が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している場合、または兄弟姉妹が特別児童扶養手当の支給対象児の場合

《利用者負担額(保育料)徴収基準額表》

階層区分	階層認定基準		利用者負担額（保育料）月額（円）			
	父母及びそれ以外の扶養義務者 （家計の主宰者である場合に限る）の合計額		3号 （0～2歳児クラス）		2号 （3歳児クラス以上）	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯		0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円
第3階層	市町村民税均等割額のみの世帯		10,000円	9,800円	0円	0円
第4階層	市町村民税の所得割額課税世帯	所得割額 52,500円未満	14,000円	13,800円	0円	0円
第5階層		52,500円以上 57,700円未満	20,000円	19,700円	0円	0円
第6階層		57,700円以上 77,101円未満	20,000円	19,700円	0円	0円
第7階層		77,101円以上 88,500円未満	20,000円	19,700円	0円	0円
第8階層		88,500円以上 148,500円未満	26,000円	25,600円	0円	0円
第9階層		148,500円以上 201,000円未満	33,000円	32,400円	0円	0円
第10階層		201,000円以上 231,000円未満	40,000円	39,300円	0円	0円
第11階層		231,000円以上 330,700円未満	42,000円	41,300円	0円	0円
第12階層		330,700円以上	45,000円	44,200円	0円	0円

多子カウント
年齢制限なし

多子カウント
年齢制限あり
(小学校就学前)

※利用者負担額(保育料)徴収基準額表に関する留意事項

①利用者負担額において市町村民税所得割課税額を計算する場合、**住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除**は適用されません。

② 利用者負担額(保育料)の年齢は、年度の初日(4月1日)の年齢で決まります。
年度途中で誕生日を迎えてもその年度中の保育料は変わりません。

③ 第6階層から12階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合、最年長の児童から順に2人目は該当する利用者負担額(保育料)徴収基準額表の半額、3人目以降は無料となります。

また、第3階層から第5階層までの世帯で保護者と生計を一にする子等がいれば、年齢にかかわらず第2子は該当する利用者負担額(保育料)徴収基準額表の半額、第3子以降は無料となります。